

# 事務所ニュース

労働保険事務組合  
第一労務協会

京都市西京区嵐山宮ノ北町8番18  
TEL. (075) 864-3336  
FAX. (075) 864-3367  
〒616-0025

社会保険労務士 光木事務所

## スポット

### 決断下すトップの責任と孤独 独裁者には市場がしっぺ返し

経営トップが、「千万人といえども吾往かん」と覚悟を決めれば、その決定が通ってしまいかねないのが、怖いところでもあります。

しかし、全般的にいえば、日本の会社は稟議制度が発達しているので、ボトムアップ（下意上達）という意味では、よい方に分類されます。逆に、会社全体の意思決定の遅さが、アジア新興国等を相手とする国際競争で、相手方に一歩先んじられる原因ともなっています。

市場による判決は、民意のチェックに劣らず、情け容赦のないものです。厳しい経営環境が続きますが、孤独な戦いを続ける経営者の方々の奮闘をお祈りします。

あちらこちらの地方公共団体で、首長と議会が主導権を争うニュースが聞かれます。地方自治体は「二元代表制」が採られていて、首長と議会が別々に選挙で選ばれるので、必ずしも「予定調和」で意見が一致するとは限らないようです。

首長が議会を解散するパターンもあります。鹿児島県では、住民が首長選挙を求めるとい形になりました。選挙結果をみると僅差の決着で、どちらを支持する方もおられると思うので、本欄でコメントは差し控えます。

しかし、民意によりチェックをかける仕組みが有効に機能したという事実は、評価できるでしょう。議会は

を開かず、専決処分を繰り返すという「手法」自体が、批判を受けたのは当然といえます。首長が掲げた改革の方向性が正しかったか、あるいは民意が正しかったかは、後代の歴史が判断することです。

会社という組織の中でも、たとえば社長と取締役会の意見が衝突するケースもあり得ます。昭和57年の三越事件のように、取締役会でのクイーターが成功した事例もあります（解任決議案が可決され、降格された岡田社長が、「なぜだ！」と叫んだ事件、ご記憶の方も多いでしょう）。しかし、基本的には、従業員全員のみ「民意」により、裁定を下す仕組みは存在しません。

2011

3



## 調査用語の定義

知って得する



### 賃金実務

「数字はうそをつかない」という印象があります。しかし、その数字が何を表しているのか、数字の羅列から必要な情報を引き出すのは人間です。

厚生労働省が発表する3種の統計を例として用い、数字の意味を考えてみましょう。

- ① 構造統計調査
  - ② 初任給調査
  - ③ 賃金引上げ等実態調査
- ②と③については、すでに平成22年分の数値が公表されています。しかし、①は平成21年分が22年6月に公表されているのみなので、すべて平成21年分に統一して比較

同じ厚生労働省の調査結果をみても（平成21年で比較）、男性正社員の賃金は前年比2・3%減少、初任給はプラスマイナスゼロ、賃上げ率はプラス1・1%とバラバラです。ことばの定義が違つので数値が異なつていて当たり前ですが、なぜ差が出るのか、考え方を整理してみましょう。

することにします。

- ① 構造統計調査によれば、男性・正社員の所定内給与額は、前年比

## 「賃上げ」の意味を確認 個人と社会全体で差異

2・3%ダウンしました。これは企業に在籍しているすべての人を母数とした平均値なので、「ほぼ同じ年齢・勤続年数」の人の賃金水準の変化を表します（実際は、サンプルの異同により、年齢・勤続年数は若干上下します）。数字

を単独で見れば、「ああ、平成20年から21年にかけては、世界的な金融危機の影響で、サラリーマンの賃金も引き下げを余儀なくされたんだなあ」と納得します。

- ② 初任給調査によれば、大卒・男性の初任給は前年比プラスマイナゼロでした。在籍者の賃金は低下しているのに、初任給は据置だったので、大卒者は優遇されているのでしょうか。実はそうではなく、景気が悪くなると経営体力のない企業は初任給を下げ

るのではなく、新卒市場から撤退してしまいます（採用枠縮小）。結果的に、余力のある企業の求人のみが残り、その水準が前年と同レベルだったというだけの話です。

- ③ 賃金引上げ等実態調査をみると、常用労働者（男女計）の賃金

改定率は前年比1・1%増でした。男性正社員の賃金平均は下がっているのに、常用労働者（男女計）の賃金は引き上げられています。まさか、女性の賃金だけが大幅にアップしたのでしょうか。

賃金引上げ等実態調査では、「前年も在籍していた期間の定めのない労働者」を対象として、同一人について去年と今年の賃金を比較します。① 構造統計調査が同一年齢・勤続年数の比較に対し、③ 賃金引上げ等調査では前年と今年で同一人の年齢・勤続年数に1年の違いがあります。全体として賃金水準が下がっても、個々人については勤続1年分、賃金が増えています。ですから、よほどのことがない限り、賃上げ率はマイナスにはならないのです。

賃上げ交渉をするときは、もちろん、主として賃金引上げ調査結果を参照しますが、構造統計調査の動向にも留意してください。平成22年の賃金引上げ調査結果は、4・5ページに掲載しています。